

令和4年度 いじめ問題総合対策計画

新宮町立新宮中学相島分校

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条第1項

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意事項

- 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。
- 性的少数者等、特にきめ細かな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

2 いじめ防止等の基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のいじめの防止に努めるものとする。特に未然防止の取り組みを積極的に行うとともに、生徒の変化を敏感にとらえ、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

3 いじめの防止等の推進体制

(1) いじめの防止等の校内委員会と関係機関等との連携図【図1】

(2) 委員会の構成メンバー

副校長、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育C、学年・学級担当、養護教諭（相島小）、スクールカウンセラー、町教育相談員

4 年間計画

月	校内委員会	未然防止	早期発見	評価
4月	いじめ基本方針の確認見直しと取組状況の学校評価項目への位置づけの確認 アンケート活用方法の確認	対面式（仲間作り活動） PTAへの説明（PTA総会） 保護者への啓発（学級懇談） 小中連絡会①	記名アンケート 教育相談	

	職員研修（いじめの未然防止 ・早期発見・早期対応）			
5月	生徒会活動の指導方針について 職員研修（生徒見とり）	ポンプ操法演習 修学旅行	記名アンケート 教育相談	
6月	職員研修（アンケート結果の 分析と対策）	BFC 体験活動	無記名アンケート 教育相談（副担任） ハイパーQU調査①	
7月	取組評価アンケート① 1学期の取組の評価	美ら海体験 保護者への啓発（三者面談）	記名アンケート 三者面談① 学校生活アンケート	
8月	職員研修（生徒理解について）※SCの活用 運動会の指導方針について	保護者への啓発（リーフレット） ポンプ操法演習		
9月	職員研修（いじめ防止プログラムについて） 生徒会活動の指導方針について	ポンプ操法演習	記名アンケート 教育相談	
10月	CSの日の指導方針について	相島運動会	無記名アンケート 教育相談（副担任）	
11月	職員研修（アンケート結果の 分析と対策）	CSの日 BFC 一斉夜回り BFC 退団式	記名アンケート 教育相談 ハイパーQU調査②	
12月	取組評価アンケート① 2学期の取組の評価	保護者への啓発（三者面談） リーダー研修	記名アンケート 教育相談 三者面談②	
1月	職員研修（生徒理解と個別の 支援計画）※SCの活用	保護者への啓発（リーフレット） 学びの報告会	記名アンケート 教育相談	
2月	今年度の取組の評価と課題 の整理		無記名アンケート 教育相談（副担任）	
3月	次年度の基本方針の策定	小中連絡会②	記名アンケート 教育相談	

4 いじめの重大事態の対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害がある、相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされる、いじめが相当期間継続している等の重大な事案の場合には以下の対応を行う。

- ① 新宮町教育委員会に事案の発生をすみやかに報告するとともに、教育委員会との合同対策委員会を設置して対応にあたる。
- ② 必要に応じて児童相談所・警察等の専門機関に通報し、連携のもとに指導・支援にあたる。

- ③ 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合や解決後にも登校が困難な場合など、学校生活に支障をきたすような時には、教育委員会と協議して支援にあたるものとする。
- ④ 加害生徒について、指導後も改善が見られず被害生徒の学校生活に支障をきたすような場合は、教育委員会と協議して継続的に指導にあたるものとする。

【図1】

3 (1) いじめの防止等の校内委員会と関係機関等との連携図

いじめの報告体制

